

様式2（第4条第3項関係）確認済証等発行済証明願（書）

確認済証・中間検査合格証・検査済証 発行済証明願（書）

建築主住所			
建築主氏名			
建築場所			
建築物の構造	[]造	地上 地下	階 階
建築物の規模	建築面積	m ²	延べ面積 m ²
建築物の用途			
建築設備・工作物の概要			
確認済証 交付番号・年月日			
中間検査合格証 交付番号・年月日			
検査済証 交付番号・年月日			

※ 建築設備又は工作物の場合は、「建築主」を「設置者」又は「築造主」と、「建築」を「設置」又は「築造」と読み替える。

上記は、建築基準法に基づく
確認済証
中間検査合格証
検査済証
発行済みであることを証明願います。

(理由) _____

令和 年 月 日

申請者 住所.....
氏名.....
連絡先.....

代理人 住所.....
氏名.....
連絡先.....

一般財団法人 滋賀県建築住宅センター
理事長 林口 富雄 様

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日
一般財団法人 滋賀県建築住宅センター
理事長 林口 富雄

確認申請書類等の閲覧等の取扱い（窓口説明用）

●【閲覧の趣旨】

建築主（設置者、築造主を含む）が保有する確認済証等（副本及び添付図書を含む）を汚損・き損・滅失した場合等に、建築主等又は建築主等の同意を得たと認められる者に限り確認検査の申請書類の記載内容の閲覧、若しくは確認済証、検査済証等の再交付等を行うことにより建築主等を救済するためのものです。

●【確認申請書等の閲覧・写しの交付・再交付及び証明書の交付（以下「閲覧等」という）の内容】

確認申請書、中間検査申請書、完了検査申請書、確認済証、中間検査合格証、検査済証でセンターが審査等のために作成した図書は除きます。

●【閲覧等の交付場所】

（一財）滋賀県建築住宅センター各事務所の窓口（合格証の再交付については、草津センターで行ないます。）とします。

●【閲覧等の交付時間】

業務日の午前9時から午後5時までです。ただし、正午から午後1時までを除きます。書類が事務所内にはない場合は予約により、閲覧等日時を指定します。

●【閲覧等の方法】

窓口備え付けの閲覧等記録簿に住所・氏名を記入して申し込んでください。

閲覧・写しの交付、確認済証等の再交付は「確認申請書等の閲覧・写しの交付申請書」で、確認済証等の発行済証明書等の交付は「確認済証等発行済証明願（書）」でお申し込みください。なお、対象物を特定する必要があることから、出来る限り情報をお調べの上ご記入ください。

●【閲覧等の手数料】

・閲覧代金（基本料金）

確認済証交付の日から2年以内	1物件につき	550円
確認済証交付の日から2年を超え	1物件につき	2,200円
・写しの交付代金	基本料金＋白黒A4・A3サイズ換算で1枚	55円 (A1サイズはA3×4枚に分割されます)

・確認済証等の再交付 1通につき 5,500円

・確認済証等発行済証明書の交付 1通につき 2,200円

●【閲覧可能な対象建築物】

閲覧及び写しの交付は、確認済証交付の日から起算して15年以内のものに限ります。

●【ご注意】

図書の貸し出しはできません。

写しの図書には「写しの交付」、再交付の書類には「再発行」を併記します。

●【申請者について】

① 確認申請書に記載の建築主

本人確認のできる免許証等（顔写真の添付された公的な証明）をご提示ください。

② 現在の所有者

現在の所有者であることを証明できる建物登記簿謄本等をご提示ください。

本人確認のできる免許証等をご提示ください。

③ ①・②による方から委任をうけた方（申請者欄は①の本人又は②の所有者を記入）

上記①・②による委任状の提出、②による建物登記簿謄本をご提示ください。

委任された方（窓口に来られた方）の本人確認のできる免許証等をご提示ください。

委任された方の会社の従業員として窓口に来られた方は従業員であることの証明書（社員証等）をご提示ください。

注) ご提示された証明書等はコピーさせていただきますが、他の用途で使用するのではなく、個人情報の保護に関する法律等に従い適切に取り扱います。